**○国土交通省令第七十号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条の規定に基づき、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

別表第二第十一管区海上保安本部の部那覇海上保安部の項中「及び中城海上保安部」を「、中城海上保安部及び宮古島海上保安部」に改め、同部石垣海上保安部の項中「、宮古島市、宮古郡」を削り、同部中城海上保安部の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 宮古島海上保安部 | 宮古島市 | 沖縄県のうち宮古島市及び宮古郡 |

別表第四第十管区海上保安本部の部鹿児島海上保安部指宿海上保安署の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 鹿児島海上保安部種子島海上保安署 | 西之表市 |

別表第四第十一管区海上保安本部の部石垣海上保安部宮古島海上保安署の項を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

## 規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年九月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則九―五五―一二六**

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―五五の一部改正）

**第一条**　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「西之表市西之表七六〇四」を「屋久島森林管理署西之表森林事務所」に改める。

別表の一の表沖縄県の項中「石垣海上保安部宮古島海上保安署」を「宮古島海上保安部」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月二十二日」の下に「、鹿児島海上保安部種子島海上保安署に係るものにあつては平成二十八年十月一日」を加える。

（人事院規則九―五五―一二五の一部改正）

**第二条**　人事院規則九―五五―一二五（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の改正規定のうち鹿児島県の項に係る部分中「西之表市西之表七六〇四」を「屋久島森林管理署西之表森林事務所」に改める。

別表の一の表の改正規定のうち沖縄県の項に係る部分中「石垣海上保安部宮古島海上保安署」を「宮古島海上保安部」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

| | |
|---|---|
| 西之表市西之表七六〇四 | 屋久島森林管理署西之表森林事務所 |
| 西之表市西之表一六三一四の六 | 鹿児島海上保安部種子島海上保安署 |

## 告　示

**○総務省告示第三百七十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成三十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十八年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

**○財務省告示第二百七十七号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別表第一の六の項名 | 輸入数量 |
|---|---|
| 一 | ○トン |
| 二 | ○トン |
| 三 | 一二トン |
| 四 | 一一、六一九トン |
| 五 | 三九五トン |
| 六 | 一八トン |
| 七 | 五トン |
| 八 | 三・二トン |
| 九 | 一六、九五一トン |
| 一〇 | 三、二一六トン |
| 一一 | 六、六七五トン |
| 一二 | 二八、六七四トン |
| 一三 | 二、四一一、二四三トン |
| 一四 | 五一四、三七五トン |
| 一四の二 | 二九〇、一六八トン |
| 一五 | 二五四トン |
| 一六 | 二、五七八トン |
| 一七 | 五一、四〇六トン |
| 一八 | 六、七五二トン |
| 一九 | 六〇一トン |
| 二〇 | 四五八トン |
| 二一 | 一二、三八二トン |
| 二二 | 一三五トン |
| 二三 | 二、三一三トン |